

**2011 年版**  
**マンガはじめて社労士**  
**【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】**

平成 23 年 5 月 25 日  
 (株)住宅新報社 法律・資格図書編集部  
 TEL. 03-3504-0361

**【法改正による修正】** 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、第 43 回（平成 23 年度）試験は、平成 23 年 4 月 8 日（金）現在施行の法令等により出題されます。また、試験は平成 23 年 8 月 28 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後				
P164 4 コマ目	医師等の専門家には、各地域に設けられている <u>地域産業保健センターの名簿に記載されている</u> 保健師も含まれません。	医師等の専門家には、 <b>労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する</b> 保健師も含まれます。				
P236 1 コマ目	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>常時介護 104,730 円</td> <td>随時介護 52,370 円</td> </tr> </table>	常時介護 104,730 円	随時介護 52,370 円	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>常時介護 <b>104,530 円</b></td> <td>随時介護 <b>52,270 円</b></td> </tr> </table>	常時介護 <b>104,530 円</b>	随時介護 <b>52,270 円</b>
常時介護 104,730 円	随時介護 52,370 円					
常時介護 <b>104,530 円</b>	随時介護 <b>52,270 円</b>					
P236 2 コマ目	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>常時介護 56,790 円</td> <td>随時介護 28,400 円</td> </tr> </table>	常時介護 56,790 円	随時介護 28,400 円	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>常時介護 <b>56,720 円</b></td> <td>随時介護 <b>28,360 円</b></td> </tr> </table>	常時介護 <b>56,720 円</b>	随時介護 <b>28,360 円</b>
常時介護 56,790 円	随時介護 28,400 円					
常時介護 <b>56,720 円</b>	随時介護 <b>28,360 円</b>					
P385 「一部負担金」 の表中②の 2 行目	*ただし、特例措置により、平成 23 年 3 月 31 日までの負担割合は「100 分の 10」。	*ただし、特例措置により、平成 <b>24</b> 年 3 月 31 日までの負担割合は「100 分の 10」。				
P406 注意書き 1 行目 ～2 行目	(注)平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に <u>出産したとき</u> は 39 万円	(注)平成 23 年 4 月以降の <u>出産についても</u> 39 万円				
P407 欄外補足説明	*平成 21 年 10 月～23 年 3 月までは 39 万円 (42 万円)	*平成 23 年 4 月以降の <u>出産についても</u> 39 万円 (42 万円)				
P448 3 コマ目 (右の セリフ)	平成 22 年度の金額はどのくらいなの？	平成 23 年度の金額はどのくらいなの？				
P448 4 コマ目 (上の セリフ)	たしか <u>792,100 円</u> …だったかな	たしか <b>788,900 円</b> …だったかな				

P449 7 コマ目 (最下段の計算式)	<u>792,100</u> 円	<b>788,900</b> 円
P450 2 コマ目 (計算式とネコのセリフの2カ所)	<u>792,100</u> 円	<b>788,900</b> 円
P451 1 コマ目の計算式	$792,100 \text{ 円} \times \frac{456 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 752,495 \text{ 円} \rightarrow 752,500 \text{ 円}$	$788,900 \text{ 円} \times \frac{456 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 749,455 \text{ 円} \rightarrow 749,500 \text{ 円}$
P452 5 コマ目の計算式の上段	<u>792,100</u> 円	<b>788,900</b> 円
P452 5 コマ目の計算式の下段	$= 792,100 \text{ 円} \times \frac{402 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 663,383.75 \text{ 円}$	$= 788,900 \text{ 円} \times \frac{402 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 660,703.75 \text{ 円}$
P453 ページ中5カ所	<u>792,100</u> 円	<b>788,900</b> 円
P453 (計算式)の枠内、下1行目	(平成22年度 物価スライド特例措置)	(平成23年度 物価スライド特例措置)
P453 下2行目	<u>663,383.75</u> 円	<b>660,703.75</b> 円
P453 下1行目	<u>663,400</u> 円	<b>660,700</b> 円
P456 4 コマ目 (上のセリフ1行目)	<u>792,100</u> 円	<b>788,900</b> 円
P456 4 コマ目 (下のセリフ)	支給額は <u>554,500</u> 円	支給額は <b>552,200</b> 円
P456 6 コマ目 (左のセリフ3行目)	<u>558,400</u> 円よ	<b>556,200</b> 円よ
P467 4 コマ目 (ネコのセリフ)	月額 <u>66,008</u> 円	月額 <b>65,741</b> 円
P467 4 コマ目 (枠内の金額)	<u>792,100</u> 円	<b>788,900</b> 円
P467 4 コマ目 下1行目	(平成22年度)	(平成23年度)
P467 5 コマ目 (ネコのセリフ)	月額 <u>82,508</u> 円	月額 <b>82,175</b> 円

P467 5 コマ目 (枠内の金額)	990,100 円	986,100 円		
P467 5 コマ目 下 1 行目	(平成 22 年度)	(平成 23 年度)		
P471 上 1 行目	障害基礎年金の額 (平成 22 年度)	障害基礎年金の額 (平成 23 年度)		
P471 上 3 行目 (障害基礎年金 1 級の年額)	990,100 円	986,100 円		
P471 上 3 行目 (障害基礎年金 2 級の年額)	792,100 円	788,900 円		
P471 「子の加算額」の表を右記に差替え	加算対象の子		加算額 (年額)	
	1 人目		227,000 円	
	2 人目		227,000 円	
	3 人目以降 (1 人につき)		75,600 円	
P477 下 8 行目	遺族基礎年金の額 (平成 22 年度)	遺族基礎年金の額 (平成 23 年度)		
P477 下 7 行目	792,100 円 (年額)	788,900 円 (年額)		
P477 最下段の表を右記に差替え		基本額	加算額	合計支給額
	子が 1 人いる妻	788,900 円	227,000 円	1,015,900 円
	子が 2 人いる妻	788,900 円	454,000 円	1,242,900 円
	子が 3 人いる妻	788,900 円	529,600 円	1,318,500 円
P479 3 コマ目	国民年金保険料 (毎月 15,100 円 平成 22 年度) とは別にね	国民年金保険料 (毎月 15,020 円 平成 23 年度) とは別にね		
P486 下段の表を右記に差替え	対象月数*		金額**	
	6 か以上 12 か月未満		45,060 円	
	12 か以上 18 か月未満		90,120 円	
	18 か以上 24 か月未満		135,180 円	
	24 か以上 30 か月未満		180,240 円	
	30 か以上 36 か月未満		225,300 円	
36 か月以上		270,360 円		
P486 下 1 行目	**基準月が平成 22 年度のときの支給額である。	**基準月が平成 23 年度のときの支給額である。		
P487 1 コマ目	181,200 円	180,240 円		

P489 脱退一時金〈支給額〉の表を右記に差替え	対象月数*		金額**	
	6 か以上 12 か月未満		45,060 円	
	12 か以上 18 か月未満		90,120 円	
	18 か以上 24 か月未満		135,180 円	
	24 か以上 30 か月未満		180,240 円	
	30 か以上 36 か月未満		225,300 円	
	36 か月以上		270,360 円	
P489 脱退一時金の解説枠内の下 1 行目	**基準月が平成 22 年度のときの支給額である。		**基準月が平成 23 年度のときの支給額である。	
P539 (加給年金額)の表を右記に差替え	配偶者		227,000 円	
	1 人目・2 人目の子		1 人につき	227,000 円
	3 人目以降の子		1 人につき	75,600 円
P539 下 8 行目	33,600 円～168,100 円		33,500 円～167,500 円	
P539 最下段の表を右記に差替え	受給権者の生年月日		特別加算額	合計額
	昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日		33,500 円	260,500 円
	昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日		67,000 円	294,000 円
	昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日		100,600 円	327,600 円
	昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日		134,000 円	361,000 円
	昭和 18 年 4 月 2 日以降		167,500 円	394,500 円
P544 1 コマ目の枠内	配偶者 227,900 円 1 人目 2 人目の子 各 227,900 円 3 人目からの子 各 75,900 円 (平成 22 年度)	配偶者 227,000 円 1 人目 2 人目の子 各 227,000 円 3 人目からの子 各 75,600 円 (平成 23 年度)		
P544 2 コマ目の枠内	33,600 円～168,100 円		33,500 円～167,500 円	
P544 3 コマ目の枠内	39 万 6,000 円		39 万 4,500 円	
P545 年金額の表中、加給年金額の欄	配偶者 227,900 円 1 人目 2 人目の子 各 227,900 円 3 人目からの子 各 75,900 円	配偶者 227,000 円 1 人目 2 人目の子 各 227,000 円 3 人目からの子 各 75,600 円		
P549 〈障害等級 1 級〉の欄	障害基礎年金 (990,100 円)		障害基礎年金 (986,100 円)	
P549 〈障害等級 2 級〉の欄	障害基礎年金 (792,100 円)		障害基礎年金 (788,900 円)	

P550 5 コマ目のセリフ	年額 <u>227,900</u> 円よ (平成 <u>22</u> 年度)	年額 <b>227,000</b> 円よ (平成 <b>23</b> 年度)		
P551 年金額の解説中、〈障害等級1級〉の計算式	障害基礎年金 ( <u>990,100</u> 円*)	障害基礎年金 ( <b>986,100</b> 円*)		
P551 年金額の解説中、〈障害等級2級〉の計算式	障害基礎年金 ( <u>792,100</u> 円)	障害基礎年金 ( <b>788,900</b> 円)		
P559 1 コマ目	遺族基礎年金 ( <u>792,100</u> 円)	遺族基礎年金 ( <b>788,900</b> 円)		
P559 2 コマ目	遺族基礎年金 ( <u>792,100</u> 円)	遺族基礎年金 ( <b>788,900</b> 円)		
P560 1 コマ目	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>*<u>594,200</u> 円</td></tr></table> *平成 <u>22</u> 年度	* <u>594,200</u> 円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>*<b>591,700</b> 円</td></tr></table> *平成 <b>23</b> 年度	* <b>591,700</b> 円
* <u>594,200</u> 円				
* <b>591,700</b> 円				
P563 年金額の解説中、〈子のある妻が受給する場合〉の欄	遺族基礎年金 ( <u>792,100</u> 円)	遺族基礎年金 ( <b>788,900</b> 円)		
P563 年金額の解説中、〈子が受給する場合〉の欄	遺族基礎年金 ( <u>792,100</u> 円)	遺族基礎年金 ( <b>788,900</b> 円)		
P563 年金額の解説中、〈子のない中高齢の妻が受給する場合〉の欄	中高齢の加算額 ( <u>594,200</u> 円)	中高齢の加算額 ( <b>591,700</b> 円)		
P563 年金額の解説中、〈中高齢の加算〉の点線のフキダシ下1行目	年額 <u>594,200</u> 円	年額 <b>591,700</b> 円		

**【正誤】** 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。  
記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P29 上 2 行目	① 事業の種類を問わず	① 職業の種類を問わず
P154 2 コマ目、左 のセリフ	なぜ 50 人以下の事業場	なぜ 50 人 <b>未</b> 満の事業場
P200 3 コマ目、3 行目	②療養の給付を受けたことについて	②療養の給付を受け <b>ない</b> ことについて
P227 「遺族補償年 金の受給資格 者」の表から のフキダシ内 1 行目	遺族 <b>基</b> 礎年金は、受給資格者すべて	遺族 <b>補</b> 償年金は、受給資格者すべて
P227 下 13 行目 下 12 行目	遺族 <b>基</b> 礎年金の額	遺族 <b>補</b> 償年金の額
P270 4 コマ目	賃金支払 <b>基</b> 本日数	賃金支払 <b>礎</b> 日数
P355 上 5 行目	基本給（月給，日給，週休など）	基本給（月給，日給，週 <b>給</b> など）
P369 8 コマ目	私は適用事務所に勤務していました	私は適用 <b>事</b> 業所に勤務していました
P373 「任意継続被 保険者の保険 料」の解説の フキダシ	適用 <b>事</b> 業所に使用される者（強制被保険者）であれば、 <u>2 分の 1 は会社が負担する。</u>	削 除
P391 下 6 行目	ら一部負担金に相当する額を控除した額となる。	ら一部負担金に相当する額を控除した額を <b>基準に保険者が定める。</b>
P402 4 コマ目	（市町村税非課税世帯等）	（市町村 <b>民</b> 税非課税世帯等）
P446 3 コマ目	20～24 年（ <u>436</u> 頁）	20～24 年（ <b>444</b> 頁）
P459 下 12 行目	繰上げ請求月から 65 歳になる月 <u>までの</u> 前月までの月数	繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数
P471 「支給停止」 の解説中、右 側のフキダシ	その後，悪化し， <b>傷</b> 害等級に該当すれば支給停止は解除される。	その後，悪化し， <b>障</b> 害等級に該当すれば支給停止は解除される。
P495 下 6～5 行目	（たとえば， <b>療</b> 養親族のないとき：118 万円以下）	（たとえば， <b>扶</b> 養親族のないとき：118 万円以下）